

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
名称 株式会社こっこー
代表取締役 榎岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 3年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 有

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

廃水銀等

特定有害産業廃棄物

汚泥 (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所及び面積

場 所 : 岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

面 積 : 3m²

(2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

廃水銀等

特定有害産業廃棄物

汚泥 (水銀又はその化合物 (アルキル水銀化合物を含む。)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。)

(3) 保管上限及び高さ

保管上限：1.02 m³

高さ：なし (容器保管)

3. 許可の条件

積替え保管施設の設置場所及び面積

場 所：岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

面 積：3 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月 1日 新規許可

令和 2年 8月 21日 変更届に伴う許可証の書換え (事業場地番の合筆による修正)

令和 3年 4月 1日 更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第8項による許可証の提出の有無
無